

坂井市地域ケア推進会議設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、坂井市地域包括支援センター運営事業実施要綱（平成28年坂井市告示第20号。以下「センター要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この事業は、地域における高齢者の多様なニーズへの対応と介護予防及び生活支援の観点から保健、医療、福祉、介護に係る各種サービスの総合的な調整と包括的な支援体制の推進を図るため、市全体の課題や政策の検討及び政策を提言するため、坂井市地域ケア推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(事業内容)

第3条 この事業は、坂井市地域包括支援センター運営事業実施要綱第4条第1項第1号キに規定する事業であり、年1回推進会議を開催し次の事項について協議する。

- (1) 日常生活圏域から抽出された地域課題の共有とその解決に必要な関係者間の連携及び地域づくりの検討に関すること
- (2) 包括的な地域ケア体制の構築に向けた政策形成の検討に関すること
- (3) その他包括的な地域ケア体制の構築に必要と思われること

(組織)

第4条 推進会議は、保健、医療、福祉等の関係機関及び団体の職員等で構成する。

2 推進会議は、議事の内容により必要な構成員のみで、会議を行うことができる。

3 推進会議は、この会議の目的達成のため必要に応じ構成員のほかに関係団体等の担当者を出席させることができる。

4 推進会議に会長を置き、構成員の互選により定め、会議の招集及び会務を総理する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会議の進行役となる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、高齢福祉課において処理する。

(守秘義務)

第7条 推進会議の構成員は、情報の保護を図り、会議で知り得た個人情報を、他に漏らしてはならない。また、構成員でなくなった場合も同様とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

別表（第4条関係）

役職名等	資格等
医療関係者	医師
	歯科医師
	薬剤師
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
福祉関係者	坂井市社会福祉協議会
地域代表	民生委員児童委員連絡協議会
介護保険サービス事業者	介護サービス事業所
	居宅介護支援事業所
行政職	警察署
	消防署
	坂井地区広域連合